

(2) 通勤手当の精算誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
島本高等学校	<p>産前産後特別休暇（平成24年11月10日から平成25年3月1日）及び育児休暇（平成25年3月2日から平成26年3月31日）に伴い、平成24年12月～平成25年3月分通勤手当の戻入処理を要したが、これを行わず、通勤手当が過払いとなっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="448 646 1285 814"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による正支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年10月～平成25年3月</td> <td>40,180円</td> <td>15,090円</td> <td>25,090円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その要因・理由等に関して、事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div data-bbox="463 968 1294 1283" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>担当者（起案者） ルールは知っていたが、当該職員が休暇を始めて1ヶ月以上経過した後に総務事務システムに入力することもあり、事務の現員数が少なく業務多忙により失念してしまった。</p> <p>決裁者 ルールを知っていたが、業務が繁忙であり、担当者から報告がなかったため、手続がなされていないことを確認できなかった。</p> </div>	期 間	既支給額	再計算による正支給額	過払支給額	平成24年10月～平成25年3月	40,180円	15,090円	25,090円	<p>職員の通勤手当に関する規則第20条の規定に違反している。速やかに過払いになっている通勤手当の戻入措置を講じるとともに、起案者のみならず、起案者を含めて通勤手当の戻入処理のルールについて、理解を深め、通勤手当の認定等処理を行う際は、必ずマニュアルや関係規則等を確認し、事務処理を行うこととされたい。</p> <div data-bbox="1338 737 2160 936" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。</p> </div>	<p>過払いとなっている通勤手当については、戻入措置を行い、平成26年1月14日に納付を確認した。</p> <p>今後、通勤手当戻入・認定処理のルールの理解を深めるとともに、マニュアル、関係規則等の確認を徹底して、適正な事務処理を行っていく。</p>
期 間	既支給額	再計算による正支給額	過払支給額								
平成24年10月～平成25年3月	40,180円	15,090円	25,090円								